

第4回嬉野市議会定例会  
(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
85	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
86	嬉野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	2
87	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表	24
88	嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表	27
89	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	28
90	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新 旧対照表	29
102	用地取得予定地 位置図	33

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)			(略)		
選挙長	日額 10,600円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。	選挙長	日額 10,600円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。
投票所の投票	〃 12,600円	〃	投票所の投票	〃 12,600円	〃
管理者			管理者		
共通投票所の	〃 12,600円	〃	期日前投票所の	〃 11,100円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
投票管理者			の投票管理者	超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	
期日前投票所の	〃 11,100円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃	開票管理者	〃 10,600円	〃
の投票管理者			選挙立会人	〃 8,800円	〃
開票管理者	〃 10,600円	〃	投票所の投票	〃 10,700円	〃
選挙立会人	〃 8,800円	〃	立会人		
投票所の投票	〃 10,700円	〃	開票立会人	〃 8,800円	〃
立会人			期日前投票所の	〃 9,500円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
共通投票所の	〃 10,700円	〃	の投票立会人	超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	
投票立会人				(略)	
開票立会人	〃 8,800円	〃			
期日前投票所の	〃 9,500円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃			
の投票立会人					
(略)					

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市税条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)
第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、 <u>第48条第1項</u> (法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下 <u>第1号</u> 、 <u>第2号</u> 及び <u>第5号</u> において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、 <u>第1号</u> から <u>第4号</u> までに掲げる期間並びに <u>第5号</u> 及び <u>第6号</u> に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。	第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、 <u>第48条第1項</u> (法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下 <u>第1号</u> 及び <u>第2号</u> において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、 <u>当該各号</u> に掲げる期間)については、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) _____	(2) <u>第48条第1項の申告書</u> (法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、 <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税

額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3)

\_\_\_\_\_第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には\_\_\_\_\_、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。

<p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p>	<p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項_____において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p>
<p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基にして、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>	<p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基にして、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>
<p>4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務</p>	

官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたこと  
に基いて、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基いて変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基いて変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基いて変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基いて変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項に規定する申告書  
(同条第21項の規定による申告書を含む。以下の項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項の申告書

(同条第21項の規定による申告書を含む。以下の項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応

<p>じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する<u>延滞金</u>を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する<u>延滞金額</u>を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>
<p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する<u>申告書</u>を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の<u>申告書</u>を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の<u>申告書</u>を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>5 第3項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書（以下この項において「<u>修正申告書</u>」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「<u>当初申告書</u>」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「<u>減額更正</u>」という。）があった後に、当該修正申告書が提出</p>	

されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合は、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

（2）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期限

6及び7（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条（略）

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税

5及び6（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条（略）

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税

<p>割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし</p> <p>一、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には)、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。<u>次項第2号において同じ。</u>)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、法第321条の8第2</p>	<p>割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
---	---

2項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

## 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条 第2号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4

## 附 則

第6条 削除

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4

月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日ま

月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めると

での間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

ころによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、

同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第

34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第1

2項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下の項において「特例適用配当等の額」という。）

に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定

による市民税の所得割の額と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の5 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の

<p>3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>同法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の5第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の5第1項</u>」</p>	<p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の4第1項</u>」</p>

<p>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の5第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）</u>第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の5第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額</u></p>	<p>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>  _____第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法</u> <u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額</u></p>
---	--

(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、  
同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、  
の額の合計額」と

(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法 第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、  
同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項」に規定する条約適用配当等の額とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項」の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項」の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項」の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中

<p>_____する。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の5第3項後段</u>に規定する<u>条約適用配当等の額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）</u>第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは<u>配当所得の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の5第3項後段</u>に規定する<u>条約適用配当等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の5第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の4第3項前段</u>に規定する<u>条約適用配当等</u>（以下「<u>条約適用配当等</u>」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該<u>条約適用配</u></p>	<p>「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の4第3項</u>に規定する<u>条約適用配当等の額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>」</p> <p>_____第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は<u>配当所得</u>の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の4第3項</u>に規定する<u>条約適用配当等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の4第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の4第3項</u>に規定する<u>条約適用配当等</u>（以下「<u>条約適用配当等</u>」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該<u>条約適用配</u></p>
--	--

当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の6 (略)

当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の5 (略)

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<b>附 則</b> (市たばこ税に関する経過措置) <b>第6条 (略)</b> 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	<b>附 則</b> (市たばこ税に関する経過措置) <b>第6条 (略)</b> 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<b>第98条第1項</b> 施行規則第34号の2様式 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号) _____による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式	<b>第98条第1項</b> 施行規則第34号の2様式 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号) <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
(略)	(略)
4~6 (略)	4~6 (略)
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するものほか、 <u>嬉野市税条例</u> 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>同条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するものほか、 <u>新条例</u> 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条第 3号	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	平成27年改正 条例附則第6条 第6項の納期限
	<u>第9</u>	
	8条第1項若し くは第2項の申	
	告書又は第13	
	9条第1項の申 告書でその提出	
	期限	

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条第 3号	<u>第48条第1項</u> <u>の申告書（法第</u> <u>321条の8第</u> <u>22項及び第2</u> <u>3項の申告書を</u> <u>除く。）、第9</u> 8条第1項若し くは第2項の申 告書又は第13 9条第1項の申 告書でその提出 期限	平成27年改正 条例附則第6条 第6項の納期限
(略)		

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1.5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税</p>	<p>附 則</p>

の特例)

1.6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1.7 （略）

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1.8 （略）

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1.5 （略）

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1.6 （略）

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

19 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に  
係る譲渡期限の延長の特例)

20 (略)

17 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に  
係る譲渡期限の延長の特例)

18 (略)

嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(名称及び位置)  第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。  名称 嬉野市社会文化会館  位置 嬉野市塩田町大字五町田甲 628番地  4	(名称及び位置)  第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。  名称 嬉野市社会文化会館  位置 嬉野市塩田町大字五町田甲 628番地

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(助成の制限)</p> <p>第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費を助成しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該母子家庭の母、当該父子家庭の父、当該父母のない児童の養育者若しくは一人暮らしの寡婦又はそれらの配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、それらの者と生計を同じくするもの（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。</p> <p>ア 母子家庭の母及び父子家庭の父 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第2条の4第2項に定める額</p> <p>イ 父母のない児童の養育者 政令第2条の4第2項に定める額（当該養育者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の2に規定する養育者に該当する場合は、政令第2条の4第7項に定める額）</p> <p>ウ 母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者 政令第2条の4第8項に定める額</p> <p>エ 一人暮らしの寡婦 政令第2条の4第2項に定める額</p>	<p>(助成の制限)</p> <p>第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費を助成しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該母子家庭の母、当該父子家庭の父、当該父母のない児童の養育者若しくは一人暮らしの寡婦又はそれらの配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、それらの者と生計を同じくするもの（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。</p> <p>ア 母子家庭の母及び父子家庭の父 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第2条の4第2項に定める額</p> <p>イ 父母のない児童の養育者 政令第2条の4第2項に定める額（当該養育者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の2に規定する養育者に該当する場合は、政令第2条の4第4項に定める額）</p> <p>ウ 母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者 政令第2条の4第5項に定める額</p> <p>エ 一人暮らしの寡婦 政令第2条の4第2項に定める額</p>

嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「子ども」とは、 <u>嬉野市内に住所を有する</u> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。	第2条 この条例において「子ども」とは、 <u>出生の日から</u> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
2~6 (略)	2~6 (略)
(助成対象者)	(助成対象者)
第3条 この条例に定める子どもの医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。	第3条 この条例に定める子どもの医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。
(1) <u>子どもが嬉野市内に住所を有すること。</u>	(1) <u>嬉野市内に住所を有すること。</u>
(2) <u>子どもが保険給付を受けることのできる被保険者又は被扶養者であること。</u>	(2) <u>保険給付を受けることのできる被保険者又は被扶養者であること。</u>
(3) <u>子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。</u>	(3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。</u>
(4) <u>子どもが嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）又は嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第100号）による給付を受けていないこと。</u>	(4) <u>嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）又は嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第100号）による給付を受けていないこと。</u>
	2 <u>助成対象者は、次に掲げる者に区分するものとする。</u>
	(1) <u>出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「第1号対象者」という。）の保護者</u>
	(2) <u>6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31</u>

	<u>日までの間にある者（以下「第2号対象者」）</u> <u>という。）の保護者</u>
(助成)	(助成)
<p>第4条 市長は、助成対象者が<u>子どもに係る保険給付</u>を受けた場合は、次のとおり助成するものとする。</p> <p>(1) 助成対象者が佐賀県内の保険医療機関等及び佐賀県外の保険医療機関等であって市長が別に定めるものにおいて<u>子どもに係る保険給付</u>を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、通院の場合は1回の受診につき上限500円を2回目の受診まで控除をした額を、入院の場合は上限1,000円を控除した額を助成するものとする。ただし、薬局については、一部負担金に相当する額を助成するものとする。</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) 助成対象者が、子どもに係る保険給付につき<u>その一部負担金又は医療費の全額</u>を負担した場合においては、<u>第1号の規定</u>を準用し、助成するものとする。</p> <p>(4) 前3号の規定による助成は、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は社会保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。</p> <p>(受給資格証)</p>	<p>第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、次のとおり助成するものとする。</p> <p>(1) 助成対象者が佐賀県内の保険医療機関等及び佐賀県外の保険医療機関等であって市長が別に定めるものにおいて<u>第1号対象者</u>に係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、通院の場合は1回の受診につき上限500円を2回目の受診まで控除をした額を、入院の場合は上限1,000円を控除した額を助成するものとする。ただし、薬局については、一部負担金に相当する額を助成するものとする。</p> <p>(2) 助成対象者が<u>第2号対象者</u>に係る保険給付を受けた場合は、<u>支払った一部負担金から、第2号対象者一人につき各月500円の自己負担額を控除した額</u>を助成するものとする。</p> <p>(3) 助成対象者が、子どもに係る保険給付につき医療費の全額を負担した場合においては、<u>前2号の規定</u>を準用し、助成するものとする。</p> <p>(4) 前3号の助成は、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は社会保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。</p> <p>(受給資格証)</p>

第5条 この条例による子どもの保護者は、規則の定めるところにより、受給資格の登録を受け、受給資格証の交付を受けなければならぬ。

2 前条第1号に規定する保険医療機関等において保険給付を受ける場合、子どもの保護者は、当該保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

## 第6条 削除

(助成方法)

第7条 市長は、第4条第3号の規定による助成を行う場合には、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 第4条第1号の規定による助成は、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

3 (略)

4 第1項の申請は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならぬ。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(届出等の義務)

第9条 子どもの保護者は、子どもについて、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 子どもの保護者は、転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに、市長に受給資格証を返納しなければならない。

第5条 この条例による第1号対象者の保護者は、規則の定めるところにより、受給資格の登録を受け、受給資格証の交付を受けなければならぬ。

2 前条第1号に規定する保険医療機関等において保険給付を受ける場合、第1号対象者の保護者は、当該保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(助成方法)

第7条 市長は、第4条第2号及び第3号の助成を行う場合には、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 第4条第1号の助成は、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

3 (略)

4 前項の申請は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならぬ。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(届出等の義務)

第9条 第1号対象者の保護者は、第1号対象者について、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 第1号対象者の保護者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに、市長に受給資格証を返納しなければならない。

(助成金の返還)

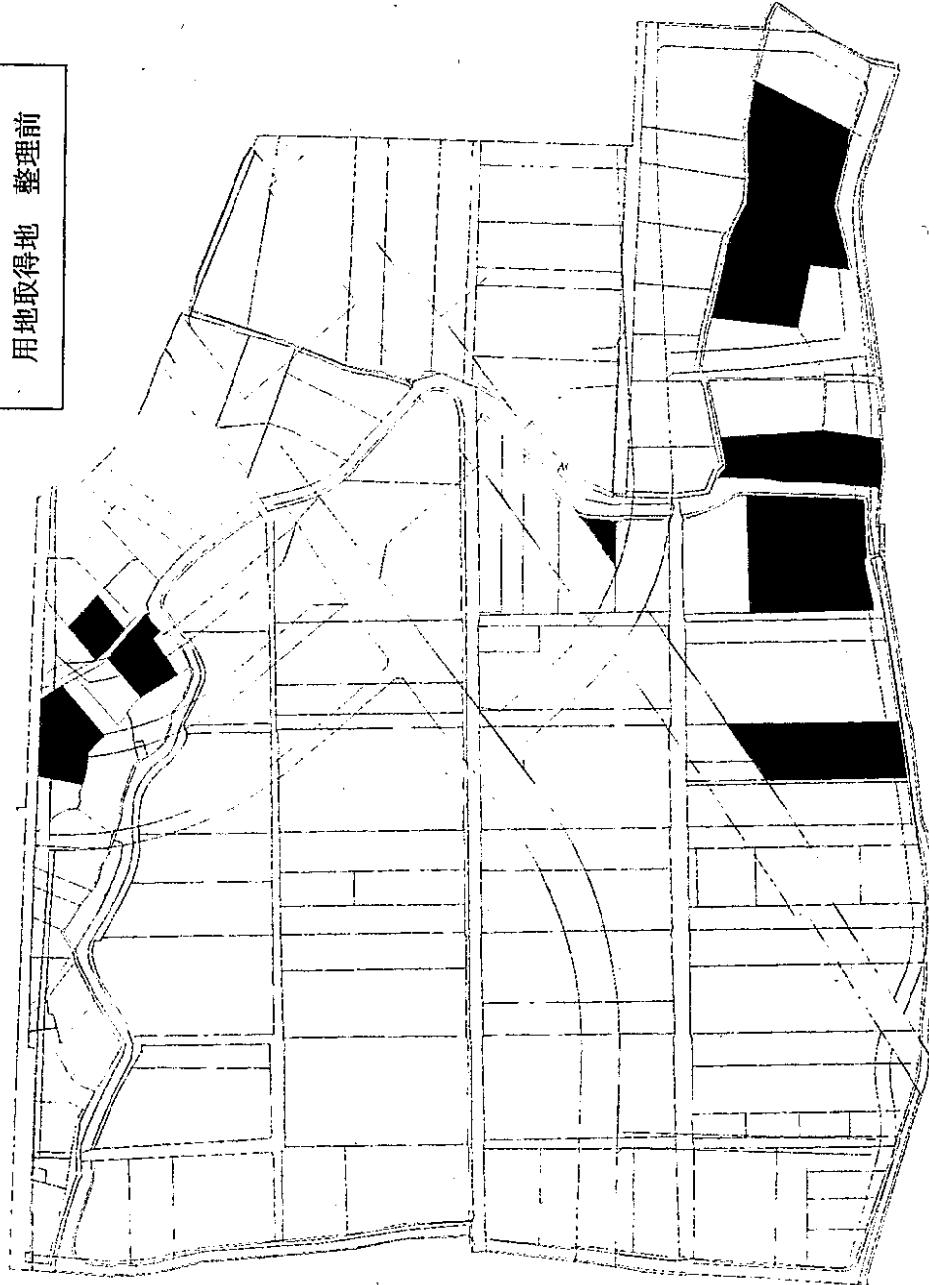
第10条 市長は、偽りその他不正の行為により  
第4条の規定による助成を受けた者があるときは、  
その者から当該助成額の全部又は一部を返  
還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により  
第4条に定める助成を受けた者があるときは、  
その者から当該助成額の全部又は一部を返還さ  
せることができる。

## 用地取得予定地位置図

用地取得地 整理前



姫野都市計画事業  
姫野温泉駅周辺土地地区整理事業  
H23賃貸し

地図  
地図  
地図  
地図  
地図  
地図



城野都市計画事業  
城野温泉駅周辺土地区画整理事業  
H28買戻し

縮尺 1:1,000



用地取得地 整理後

